

国立大学法人富山大学旅費事務取扱細則

平成17年10月1日制定	平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正	平成22年4月1日改正
平成23年4月1日改正	平成28年3月28日改正
平成29年3月29日改正	令和元年10月8日改正
令和元年12月24日改正	令和2年4月14日改正
令和7年3月11日改正	

(趣旨)

第1条 国立大学法人富山大学旅費規則（以下「規則」という。）第48条の規定に基づき、旅費事務取扱細則を次のように定める。

(附属の島)

第2条 規則第2条第1項第4号に規定する「附属の島」とは本州、北海道、四国及び九州に附属する島をいう。

(旅行取消等の場合における旅費)

第3条 規則第4条第6項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続をとったにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について規則により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について規則により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額
- (3) 外国への旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について規則により支給を受けることができた額の範囲内の額

(旅費喪失の場合における旅費)

第4条 規則第4条第7項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

- (1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため、規則により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(旅行命令等の通知)

第5条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更した場合には、できるだけ速やかに、当該旅行何を収入支出責任者等に提示しなければならない。

(路程の計算)

第6条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
 - (2) 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程
 - (3) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により、証明された路程
- 2 前項第1号又は第2号の規定により路程を計算し難い場合には、当該各号の規定にかかわらず、前項第3号の規定に準じて計算することができる。
- 3 第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。
- 4 陸路と鉄道、水路又は航空路とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点とすることができる。
- 5 前2項の規定により陸路の路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長の証明する元標その他当該陸路の路程の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。
- 6 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前5項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

(旅行命令等の変更の申請)

第7条 旅行者が、規則第6条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

(旅費請求書の電磁的記録の代用及び添付資料)

- 第8条 旅費請求書及び旅費精算書は、当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的な方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって、当該請求書に代えることができる。
- 2 規則第14条第1項に規定する旅費請求書に添付すべき資料は、別表第1に掲げる資料とする。
- 3 規則第14条第6項に規定する電磁的方法は、学長が定める方法とする。

(旅費の請求手続)

- 第9条 規則第14条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行の完了した日の翌日から起算して2週間とする。
- 2 規則第14条第4項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して1月とする。
- 3 規則第14条第5項に規定する給与の種類は、国立大学法人富山大学職員給与規則に規定する本給及び諸手当とする。

(内国旅行における鉄道賃、船賃)

第10条 規則第15条及び第16条に規定する「鉄道賃」又は「船賃」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条又は海上運送法（昭和24年法律第187号）第8条（同法第23

条の2の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づいて、鉄道運送事業者、旅客定期 航路事業者及び旅客不定期航路事業者がそれぞれ国土交通大臣の認可又は同大臣への届出により定める運賃又は料金をいう。

- 2 急行料金は、一の急行券の有効区間ごとに計算するものとする。この場合において、普通急行列車を運行する線路による旅行で普通急行列車の客車の全席が座席指定となっている場合には、普通急行料金と座席指定料金の合計額を急行料金として支給するものとする。また、特別急行列車を運行する線路による旅行で特別急行列車の全席が座席指定となっている場合も同様に特別急行料金と座席指定料金の合計額を急行料金として支給できるものとする。
- 3 規則第15条第1項に規定する特別車両料金又は座席指定料金は、一の指定席グリーン券又は座席指定券の有効区間ごとに計算するものとする。
- 4 規則第16条第1項の座席指定料金には、船室の設備の利用料金は含まないものとする。

(内国旅行における航空賃の支給基準等)

第11条 規則第17条に規定する航空賃については、当該旅行における業務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、旅行命令権者が航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認める場合は支給できるものとする。

- 2 規則第17条のただし書きに規定する別に定める場合とは、航空賃と特別料金が一体として割引設定され、料金の区分ができないもので、かつ、普通運賃の額を超えない場合に限り、特別席料金を含めて航空賃を支給することができるものとし、普通運賃の額を超える場合は、普通運賃の額を航空賃として支給する。

(特定航空旅行)

第12条 規則第33条第1項第1号に規定する長時間にわたる航空路による旅行として別に定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本邦と次の地域を除いた地域との間の航空旅行 インドネシア、ベトナム、カンボジア、北朝鮮、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、ハワイ諸島、グアム、ウラジオストク、ハバロフスク及びユジノサハリンスク
- (2) 前号以外の場合において、一の旅行区間における所要航空時間が8時間以上の航空旅行

(外国旅行における航空賃の支給基準等)

第13条 規則第33条に規定する航空賃については、規定する級の旅客運賃よりも安価となる場合は、他の級の旅客運賃の実費額を支給することができる。

- 2 プレミアムエコノミー及びそれに相当する旅客運賃（以下「プレミアムエコノミー」という。）は、最下級の級とみなし、実費額を支給することができるものとする。ただし、プレミアムエコノミーの旅客運賃が、一般のエコノミーの旅客運賃の額を超える場合は、一般のエコノミーの旅客運賃を航空賃として支給する。

(外国旅行移転料の水路加算)

第14条 規則第35条第1項第3号に規定する「別に定める場合」のうち、水路の場合は、移転に伴う家財の輸送の通常の経路に含まれる家財の積みおろし又は積込みに利用する港（以下本条において「利用する港」という。）が、次の表の左欄に掲げる地域に属す

る同表の中欄に掲げる港の場合とし、同項同号に規定する「別に定める額」は、それぞれ同表右欄に掲げる割合を定額（規則第35条第1項第3号に規定する定額をいう。次条において同じ。）に乗じて得た額とする。

地 域	港	割 合
北アメリカ諸国の 東海岸	モントリオール、トロント、シカゴ、 ニューヨーク、ボルチモア、ニューオリンズ 及びヒューストン	100分の30

地 域	港	割 合
北アメリカ諸国の 西海岸	バンクーバー、シアトル、ポートランド、 サンフランシスコ、ロサンゼルス 及びホノルル	100分の45
メキシコ及び 中央アメリカ諸国	アカプルコ、サンホセ、ラ・リベルタッド、 アマパラ、コリント、プンタレナス及びコロン	100分の20
カリブ海諸国	ハバナ、ポルトープランス及び サントドミンゴ	100分の45
南アメリカ諸国	ラ・ゲイラ、ベレン、マナウス、レシフェ、 リオデジャネイロ、サントス、リオ・グランデ、 モンテビデオ、ブエノスアイレス、バルパライソ、 マタラニ、カリヤオ、ガヤキル、ヴェナベンツラ、 アスンシオン及びエンカルナシオン	100分の45
西アフリカ諸国	ダカール、モンロビア、アビジャン、テマ、 ラゴス、ドアラ、リーブルビル及びマタディ	100分の20

- 2 前項の場合において、利用する港が2以上ある場合における前項の額は、これらの港における額のうちの、最高額の港の1に対する額とする。

（外国旅行移転料の陸路加算）

第15条 規則第35条第1項第3号に規定する「別に定める場合」のうち、陸路の場合は、移転に伴う家財の輸送の通常の経路に含まれる陸路が次の各号に掲げる距離の場合とし、同項同号に規定する「別に定める額」は、当該各号に規定する額とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 定額に100分の15を乗じて得た額
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 定額に100分の20を乗じて得た額
- (3) 500キロメートル以上1000キロメートル未満 定額に100分の25を乗じて得た額
- (4) 1000キロメートル以上2000キロメートル未満 定額に100分の30を乗じて得た額
- (5) 2000キロメートル以上 定額に100分の35を乗じて得た額

（外国旅行の途中における退職者等の旅費）

第16条 規則第42条第3項の規定により支給する旅費は、そのつど、規則第42条第1項及び第2項の規定の趣旨に従い、学長が定める旅費とする。

附 則
この細則は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、令和元年10月 8 日から施行する。

附 則
この細則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第8条第2項関係)

第1 第2から第6以外の旅費請求書に添付すべき資料

- (1) 規則第31条第1号, 第2号若しくは第3号に規定する運賃, 規則第32条第1号若しくは第2号に規定する運賃
運賃の等級及び額を証明するに足る資料
- (2) 規則第16条第1項第4号に規定する寝台料金, 規則第31条第4号に規定する運賃若しくは同条第5号に規定する急行料金若しくは寝台料金又は規則第32条第3号に規定する寝台料金
業務上の必要を証明する資料及びその支払を証明するに足る資料
- (3) 規則第17条に規定する航空賃又は規則第33条第1項第1号, 第2号, 第3号若しくは第2項に規定する運賃
その支払を証明するに足る資料(航空券の半券又は搭乗を証明する書類等を含む。)
- (4) 規則第18条第1項ただし書に規定する車賃
タクシー若しくはレンタカーを利用する場合又は業務上の必要若しくは天災その他やむを得ない事情を証明する資料及びその支払を証明するに足る資料
- (5) 規則第33条第3項に規定する車賃
その支払を証明するに足る資料
- (6) 規則第27条第1項第2号(規則第41条において準用する場合を含む。)に規定する鉄道賃, 船賃又は車賃
業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する資料及びその支払を証明するに足る資料
- (7) 規則第19条第3項(規則第34条第4項において準用する場合を含む。)の規定による宿泊の場合における日当又は規則第20条第2項(規則第34条第4項において準用する場合を含む。)に規定する宿泊料
業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する資料
- (8) 規則第21条又は規則第34条第3項に規定する食卓料
その支払を証明するに足る資料
- (9) 規則第22条又は規則第35条に規定する移転料
職員の移転, 扶養親族であること及びその移転を証明する資料のほか, 規則第22条第3項の規定に該当する場合には, その期間延長の許可を証明するに足る資料, 規則第35条第3項の規定に該当する場合には, その移転の許可を証明するに足る資料
- (10) 規則第25条又は規則第38条に規定する旅行雑費
その支払を証明するに足る資料
- (11) 規則第24条又は規則第37条に規定する扶養親族移転料
扶養親族であること並びにその年齢及び移転を証明する資料のほか, 規則第37条第1項第2号の規定に該当する場合には, その移転の許可を証明するに足る資料
- (12) 規則第28条又は規則第42条に規定する旅費
外国在勤地において又は旅行中に退職等になったこと, 退職等の事由, 退職等を知った日にいた地及び所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行したことを証明する資料
- (13) 規則第29条第4項又は規則第43条に規定する旅費

- 職員の死亡、遺族であること及びその帰住を証明する資料
- (14) 規則第47条に規定する旅費
法の規定に該当することを証明する資料
- (15) 外国旅行の旅費
前各号に掲げるもののほか、毎日の行程がわかる資料

第2 規則第26条に規定する県内旅行の旅費の請求書に添付すべき資料

- (1) 規則第26条第1号に規定する船賃、車賃
その支払を証明するに足る資料
- (2) 規則第26条第2号に規定する宿泊料
業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する資料
- (3) 規則第26条第3号に規定する移転料
職員の移転を証明する書類

第3 規則第40条に規定する在勤地内旅行の旅費の請求書に添付すべき資料

- (1) 規則第40条第2号に規定する宿泊料
業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する資料
- (2) 規則第40条第3号に規定する船賃、車賃及び移転料
その支払を証明するに足る資料及び職員の移転を証明する書類

第4 規則第29条に規定する旅費又は規則第39条に規定する死亡手当の旅費請求書に添付すべき資料

職員又は配偶者の死亡、その死亡地及び遺族であることを証明する資料

第5 規則第4条第6項に規定する旅費の請求書に添付すべき資料

損失額、旅行命令等の取消又は旅費の支給を受けることができる者の死亡及び扶養親族であることを証明する資料

第6 規則第4条第7項に規定する旅費の請求書に添付すべき資料

交通機関の事故又は天災その他の事情により旅費額を喪失したこと及び喪失額を証明する資料